

陳情第 6 1 号	受理年月日	平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日
付託委員会	保健病院委員会	
件名	国民健康保険制度の住民負担増を伴わない充実について	
<p>要 旨</p> <p>国民健康保険は、公的医療保険であり、社会的に弱い立場にある人々に社会保障としての運営が求められる。</p> <p>平成 30 年 4 月からの国民健康保険の県単位化は、県が医療供給体制と保険給付の主体を一体的に担うことで、医療費適正化と徴収インセンティブが働く制度となり、医療費抑制ができるようになる。県が納付金の額を決め、市町村を競わせる制度的欠陥がある。また、地域の病床削減などと一体的に進め、被保険者の医療を受ける権利は縮小されるものとなっている。</p> <p>福岡県は、厚生労働省の国保の赤字を税金で穴埋めすることで制度をスタートさせるという方針に沿って、平成 30 年度の保険料試算を出した。保険料は市町村が決定するが、市民の暮らしに一番近い北九州市が今まで同様、個別の事情や歴史を反映した条例減免制度を継続し、保険料が払えないとの声などに柔軟に対応できる国民健康保険とするよう、次のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険の県単位化に係る制度及び保険料について、早急に市民に公表し説明すること。 2 平成 30 年度の保険料は引き上げず、必要な法定外繰入を行い、平成 27 年度の保険料水準を下回るよう努力すること。 3 均等割・平等割の料率は変えないこと。また、市民の所得水準が減少しても引き上げないこと。 4 子供の均等割を廃止すること。 5 国民健康保険法に基づく一部負担金減免や保険料減免は、生活困窮者の実態に合った運用とし、滞納があっても活用できる制度とするとともに、ホームページや市政だよりなどで広報を強め、周知すること。 		

(続 く)

- 6 低所得者・生活困窮者への独自の減免制度を設けること。
- 7 保険料滞納者に対する違法な差し押さえを行わないこと。
- 8 納付相談を行うことを目的とした資格証や短期証の機械的な発行はやめ、病気など特別な事情がある場合は、無条件で保険証を交付すること。
- 9 持続できる国民健康保険とするため、納付金を引き下げるように県に要望すること。
- 10 国庫補助率を医療費の45%に戻すよう国に要求すること。